

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第68期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 東光株式会社

【英訳名】 TOKO, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川津原茂

【本店の所在の場所】 東京都大田区東雪谷二丁目1番17号

【電話番号】 東京03(3727)1161(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長 水野雅文

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区東雪谷二丁目1番17号

【電話番号】 東京03(3727)1161(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長 水野雅文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第68期 第2四半期連結 累計期間	第68期 第2四半期連結 会計期間	第67期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	27,167	14,220	58,827
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	783	383	172
当期純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	1,162	648	482
純資産額	(百万円)		29,725	31,413
総資産額	(百万円)		57,309	59,635
1株当たり純資産額	(円)		296.67	313.18
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失()	(円)	12.07	6.74	5.01
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			-
自己資本比率	(%)		49.8	50.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,046		2,592
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,541		2,932
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	771		1,232
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		7,583	8,993
従業員数	(名)		15,443	15,999

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第67期においては、潜在株式は有するものの、希薄化効果を有していないため、また、第68期第2四半期連結累計(会計)期間においては、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	15,443
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	850
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であり、嘱託・パートを除いている。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門	生産高(百万円)
コイル応用商品部門	9,283
固体商品部門	1,380
半導体部門	3,443
合計	14,106

(注) 1 金額は、販売価格によっている。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
コイル応用商品部門	8,415	4,044
固体商品部門	1,302	463
半導体部門	3,757	847
合計	13,476	5,355

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門	販売高(百万円)
コイル応用商品部門	8,970
固体商品部門	1,447
半導体部門	3,802
合計	14,220

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の事業環境は、原油及び材料高に加え、サブプライムローン問題を背景とした米国経済の失速が、欧州等の他地域にも影響を与えた結果、世界経済は減速し、携帯電話、デジタルスチルカメラ、自動車等に使用する部品需要も減少に転じました。

こうした事業環境のもと当グループは、携帯電話、ゲーム機、ノートパソコン、デジタルラジオ等の市場に着目し、積極的に販売活動を進めて参りましたが、世界的な液晶TVや携帯電話の高級機種販売低迷等の影響を受け、売上高は14,220百万円となりました。

収支面につきましては、固定費削減を初めとした利益改善活動を進めましたが、継続する販売価格の低下や原材料価格高騰等により、営業損失は249百万円、経常損失は383百万円となりました。また、投資有価証券評価損194百万円を計上したこと等により、四半期純損失は648百万円となりました。

部門別の業績は次の通りです。

1 コイル応用商品部門

コイル応用商品部門は、コイル、インダクタ、各種モジュール等で構成されており、主として民生用の音響映像機器市場及び情報通信機器市場、ゲーム機器市場に使用されています。ノートパソコン等に使用されるメタルアロイパワーインダクタやデジタルオーディオアンプ用固定インダクタ、デジタルラジオ向けチューナ等の売上は伸張したものの、既存の固定インダクタや小型コイルの売上が減少した為、売上高は8,970百万円となりました。

2 固体商品部門

固体商品部門は、積層チップインダクタ、圧電セラミックス、誘電体フィルタ等で構成されており、主として民生用の音響映像機器市場及び情報通信機器市場に使用されています。新商品の積層チップパワーインダクタは増加しているものの、主力の積層チップインダクタの価格下落と携帯電話向けの数量減少により、固体商品全体の売上高は1,447百万円となりました。

3 半導体部門

半導体部門は、ダイオード等のディスクリート、バイポーラIC、CMOSICなどで構成されており、主として民生用の音響映像機器市場及び情報通信機器市場に使用されています。ファウンドリビジネスは増加したものの、携帯電話の高級機種低迷の影響を受けて白色LEDドライバーIC等が減少し、売上高は3,802百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次の通りです。

1 日本

日本は、インバータトランスを納品している顧客の生産移管や、デジタルスチルカメラ向け売上が減少した結果、売上高は5,587百万円となりました。営業利益は、継続する販売価格の下落等により、522百万円の損失となりました。

2 アジア

アジアは、液晶TV向けやデジタルラジオチューナーの売上が増加したものの、為替変動や携帯電話の生産調整の影響で、売上高は7,758百万円となりました。営業利益は287百万円となりました。

3 北米

北米は、携帯端末向けに大きく売上を伸ばしたものの、オートモーティブ関連の販売が低迷した為、売上高は508百万円となりました。営業利益は9百万円となりました。

4 欧州

欧州は、デジタルラジオ向けデコーダー商品の販売が拡大し、売上高は366百万円となりました。営業利益は13百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の財政状態としましては、資産の部は、たな卸資産が増加した一方で、現金及び預金、投資有価証券等が減少した事により、前年度末比2,325百万円減少の57,309百万円となりました。また負債の部は、長短借入金等の減少により、前年度末比638百万円減少の27,584百万円となりました。純資産の部は、利益剰余金の減少や為替換算調整勘定の変動等により、前年度末比1,687百万円減少の29,725百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、7,583百万円と前四半期末比783百万円の減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失が535百万円、売上債権の増加が499百万円となった一方で、減価償却費1,036百万円、棚卸資産の減少345百万円等により、0百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得1,046百万円等により、636百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済520百万円等により、157百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次の通りであります。

会社の支配に関する基本方針

・基本方針の内容

当社は、株主の皆様への利益還元の根底は、当社とお客様との深い信頼関係に基づいたビジネスにあると考えております。この信頼関係は、お客様が希望される製品・サービスを永年にわたりの確に提供することにより確立されるものであり、お客様と詳細な技術仕様を「すり合わせて」個々の製品をより満足度の高い製品に仕上げ供給することによりはじめて達成されるものであります。このようなビジネスは当社とお客様双方の重要技術をやりとりしながら初めて実現可能となります。近年におけるIC技術の進歩と大規模化により、同じICを使った機器は基本性能・機能が似かよってきますので、当社のお客様である機器メーカーは他社と差別化を図るために各社各様の機能、デザインで特色ある機器の設計を目指しており、当社が供給する受動部品を主体とする部品やモジュールなどの製品が、この特色を出すための大きな要素となっております。また、当社のコア技術はコイル・インダクタなどの電磁部品技術、半導体技術、電子セラミック技術とそれらをモジュール化するユニット技術から成り立っており、目指す製品分野である「電源系と高周波系」にむけてコア技術の融合とシナジーを高めこれからの経営をして参ります。

当社はこのような部品メーカーとして、1955年の創業以来およそ50年にわたりビジネスを展開して参りましたが、2003年以後これまでの経営スタイルを大きく変更して諸改革を進めて参りました。今後の50年における当社経営の基本は、経営方針・ビジョンによる全社員が一体となった「志」にあらわれる「行動」と考え、「東光ならでは」の志を持ってビジネス世界に展開して参りたいと思っております。

当社は、このように中長期的な視点から企業価値や株主共同の利益の最大化を追求しており、そのためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点から安定的な経営を行うことが必要であると考えております。

・基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模な買付行為(以下「大規模買付行為」といいます。)を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様委ねられるべきものであると考えております。しかしながら大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断を適切に行うためには、当社取締役会により、株主の皆様が当該大規模買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の導入を決定し、平成20年6月27日開催の第67期定時株主総会において承認を得ました。

・大規模買付ルール

a . 情報の提供

大規模買付ルールとは、大規模買付者があらかじめ当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下の通りです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付者およびそのグループの概要（グループ外の協力者がある場合は当該協力者の概要）

大規模買付行為の目的、方法および内容

買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

b . 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、後述する特別委員会の勧告を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

・ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（資料1）に記載の通りですが、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は当該新株予約権を行使できないものとする等）を設けることがあります。

b . 大規模買付者が大規模ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買収提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する上記の対抗措置はとりません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益または当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益または当社企業価値を守るために適切と判断した措置を講じることがあります。具体的には、下記のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるかあるいは一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社の株主、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社株主の共同の利益または当社企業価値を著しく害するおそれが予想されたり、当社株主の共同の利益または当社企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を獲得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

・当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記の買収防衛策において、大規模買付行為者が必要情報を提供しない場合や当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間を与えない場合など買収防衛策で定めたルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合であっても当社株主の共同の利益または企業価値を著しく損なうと判断される場合にのみ対抗措置を講じることがあるとしております。

・当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、相談役、社外監査役および弁護士を委員とする特別委員会を設置し、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

なお、特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、当社の相談役1名、社外監査役1名および当社の顧問弁護士1名の合計3名がそれぞれ就任いたしました。各委員の略歴につきましては（資料2）をご参照下さい。

(資料1)

「新株予約権無償割当の概要」

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、100,000,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、当該新株予約権を行使できないものとする等）、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(資料2)

「特別委員会の構成員の略歴」

前田 久明(昭和15年7月24日生)

昭和56年 4月 東京大学教授

平成13年 4月 日本大学教授(現)

平成13年 5月 東京大学名誉教授(現)

平成14年 1月 米国電気学会フェロー(現)

平成14年 4月 米国機械学会フェロー(現)

平成15年 6月 当社社外取締役

平成17年 4月 文教大学理事(現)

平成20年 6月 当社相談役(現)

丸山 栄作(昭和28年7月9日生)

平成 9年 4月 第一生命保険相互会社 大阪業務推進部長

平成11年 4月 同社業務部長

平成13年 7月 同社取締役業務部長

平成14年 4月 同社取締役東日本営業本部長

平成16年 4月 同社常務取締役東日本営業本部長

平成16年 7月 同社常務執行役員東日本営業本部長

平成17年 4月 同社常務執行役員(現)

平成20年 6月 当社社外監査役(現)

金井 正人(昭和7年2月1日生)

昭和42年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

昭和59年 4月 第二東京弁護士会副会長

昭和62年 4月 関東弁護士会連合会常務理事

昭和63年 5月 全国弁護士協同組合連合会専務理事

平成 2年 4月 日本弁護士連合会代議員

財団法人法律扶助協会理事

平成 5年 1月 日本弁護士連合会事務次長

平成 9年 4月 東京調停協会連合会副会長

平成 9年 5月 東京都弁護士協同組合副理事長

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は614百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

第1四半期連結会計期間末に計画していた設備計画は、金融危機を発端とした世界経済の減速による需要減少に伴い、投資内容を見直し、選択と集中を行ったことにより、次のように変更致しました。

事業部門	平成20年3月末 計画金額 (百万円)	平成20年9月末 計画変更後金額 (百万円)	設備計画増減 の主な内容	資金調達方法
コイル応用事業部門	1,600	1,500		自己資金及び 借入金
固体商品部門	500	400		"
半導体部門	1,700	1,000	設備投資内容の見直しに よる削減	"
全社(共通)	300	300		"
合計	4,100	3,200		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	227,000,000
計	227,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	97,540,646	97,540,646	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	97,540,646	97,540,646		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定、会社法第236条及び第238条並びに第239条の規定、会社法第361条及び第387条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	331
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 331 資本組入額 166
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件については、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成18年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	618
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	618,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	384
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 384 資本組入額 192
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件については、当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成18年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	387
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 387 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。その他の条件については、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	97,540,646	-	16,446	-	13,500

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,480	5.6
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区 常盤7丁目4番1号	4,119	4.2
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,894	4.0
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	3,576	3.7
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	1299 OCEAN AVENUE 11F, SANTA MONICA, CA90401 U.S.A. (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	3,456	3.5
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,748	2.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,675	2.7
日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,297	2.4
ベル ベンチャーズ インク (常任代理人 いちよし証券株式会 社)	206 VAN VORST STREET, JERSEY CITY. NJ 07302, U.S.A (東京都中央区八丁堀2丁目14番1号)	1,840	1.9
アルプス電気株式会社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	1,674	1.7
計		31,761	32.6

(注) 1 信託銀行の所有株式数には信託業務に係る株式を次の通り含んでいる。

日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,480 千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,894 千株
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	2,297 千株

2 平成18年4月17日付けでソシエテジェネラルアセットマネジメントインターナショナルリミテッド(住所 英国 ロンドン市 プリムローズ ストリート エクスチェンジ ハウス 9階 EC2A 2EF) 及びソシエテジェネラル エスアー(住所 フランス共和国 パリ市 75009 ブルバール オスマン29番地)より共同保有者として大量保有 報告書の変更報告書の提出があり、平成18年3月31日時点で6,817千株を所有している旨の報告を受けたが、当 第2四半期連結会計期間末における実質所有株式数が確認出来ない事から、平成20年9月30日時点の株主名簿 に基づいて記載している。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	1,291,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	95,427,000	95,427	同上
単元未満株式	822,646		同上
発行済株式総数	97,540,646		
総株主の議決権		95,427	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、1,000株(議決権1個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式120株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東光株式会社	東京都大田区 東雪谷2丁目1番17号	1,291,000		1,291,000	1.3
計		1,291,000		1,291,000	1.3

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	250	253	227	200	181	153
最低(円)	207	203	190	172	147	108

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,755	9,108
受取手形及び売掛金	1 13,962	1 13,899
製品	4,665	4,482
原材料	2,184	2,017
仕掛品	1,977	1,827
繰延税金資産	75	93
その他	1,526	1,279
貸倒引当金	39	44
流動資産合計	32,106	32,664
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,594	16,850
機械装置及び運搬具	32,379	31,463
工具、器具及び備品	8,752	8,913
土地	2,397	2,300
建設仮勘定	606	555
減価償却累計額	39,077	38,245
有形固定資産合計	21,653	21,839
無形固定資産	184	216
投資その他の資産		
投資有価証券	2,309	3,680
長期貸付金	164	169
繰延税金資産	107	88
その他	812	1,006
貸倒引当金	26	29
投資その他の資産合計	3,365	4,915
固定資産合計	25,203	26,971
資産合計	57,309	59,635

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,869	6,167
短期借入金	3 6,186	3 6,934
1年内償還予定の社債	1,000	-
未払法人税等	319	270
繰延税金負債	0	2
賞与引当金	795	849
その他	2,573	2,337
流動負債合計	17,745	16,561
固定負債		
社債	2,000	3,000
長期借入金	3,100	3,620
繰延税金負債	493	562
退職給付引当金	3,897	4,104
役員退職慰労引当金	40	41
その他	307	332
固定負債合計	9,838	11,661
負債合計	27,584	28,222
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,446	16,446
資本剰余金	14,560	14,560
利益剰余金	877	2,040
自己株式	443	440
株主資本合計	31,441	32,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	422	256
為替換算調整勘定	2,463	2,201
評価・換算差額等合計	2,886	2,457
新株予約権	61	52
少数株主持分	1,110	1,211
純資産合計	29,725	31,413
負債純資産合計	57,309	59,635

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	27,167
売上原価	21,720
売上総利益	5,447
販売費及び一般管理費	
役員報酬及び給料手当	1,823
賞与引当金繰入額	292
退職給付引当金繰入額	191
研究開発費	1,241
その他	2,420
販売費及び一般管理費合計	5,970
営業損失()	522
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	28
その他	52
営業外収益合計	115
営業外費用	
支払利息	115
為替差損	113
海外源泉税	71
持分法による投資損失	36
その他	39
営業外費用合計	377
経常損失()	783
特別利益	
関係会社清算益	136
その他	10
特別利益合計	146
特別損失	
固定資産処分損	89
投資有価証券評価損	194
たな卸資産評価損	150
その他	7
特別損失合計	442
税金等調整前四半期純損失()	1,079
法人税、住民税及び事業税	135
過年度法人税等	19
法人税等調整額	74
法人税等合計	81
少数株主利益	1

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

四半期純損失()	1,162
-----------	-------

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	14,220
売上原価	11,419
売上総利益	2,801
販売費及び一般管理費	
役員報酬及び給料手当	944
賞与引当金繰入額	117
退職給付引当金繰入額	96
研究開発費	614
その他	1,277
販売費及び一般管理費合計	3,050
営業損失()	249
営業外収益	
受取利息	15
その他	35
営業外収益合計	51
営業外費用	
支払利息	59
為替差損	103
持分法による投資損失	10
その他	12
営業外費用合計	185
経常損失()	383
特別利益	
関係会社清算益	136
その他	0
特別利益合計	137
特別損失	
固定資産処分損	86
投資有価証券評価損	194
その他	7
特別損失合計	288
税金等調整前四半期純損失()	535
法人税、住民税及び事業税	67
過年度法人税等	7
法人税等調整額	23
法人税等合計	98
少数株主利益	15
四半期純損失()	648

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,079
減価償却費	1,785
退職給付引当金の増減額(は減少)	195
貸倒引当金の増減額(は減少)	7
受取利息及び受取配当金	63
支払利息	115
持分法による投資損益(は益)	36
有形固定資産処分損益(は益)	83
投資有価証券評価損益(は益)	194
ゴルフ会員権評価損	7
関係会社清算損益(は益)	136
売上債権の増減額(は増加)	26
たな卸資産の増減額(は増加)	508
仕入債務の増減額(は減少)	717
その他	337
小計	1,260
利息及び配当金の受取額	66
利息の支払額	122
法人税等の支払額	158
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,046
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	67
有形固定資産の取得による支出	1,991
有形固定資産の売却による収入	283
投資有価証券の取得による支出	54
貸付けによる支出	2
貸付金の回収による収入	15
関係会社の整理による収入	289
その他	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,541
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	246
長期借入金の返済による支出	520
自己株式の取得による支出	3
配当金の支払額	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	771
現金及び現金同等物に係る換算差額	143
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,409
現金及び現金同等物の期首残高	8,993

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

現金及び現金同等物の四半期末残高	7,583
------------------	-------

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は109百万円増加、税金等調整前四半期純損失は260百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用している。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はない。</p> <p>(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用可能になったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はない。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 受取手形割引高 31百万円	1 受取手形割引高 40百万円
2 (偶発債務) 持分法を適用した関連会社の延払による設備支払債務に対し、保証を行っております。 北上科技(珠海)有限公司 34百万円	2 (偶発債務) 持分法を適用した関連会社の延払による設備支払債務に対し、保証を行っております。 北上科技(珠海)有限公司 38百万円
3 当社は、安定的・機動的かつ効率的な資金調達により、借入金の圧縮及び財務体質の強化を目的として、金融機関7社と融資限度枠(コミットメントライン)契約を締結しております。当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は、次の通りとなっております。	3 当社は、安定的・機動的かつ効率的な資金調達により、借入金の圧縮及び財務体質の強化を目的として、金融機関7社と融資限度枠(コミットメントライン)契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は、次の通りとなっております。
融資限度枠 9,800百万円	融資限度枠 9,800百万円
借入実行残高 3,500 "	借入実行残高 "
差引額 6,300 "	差引額 9,800 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	7,755百万円
預入期間が3か月超の定期預金	172 "
現金及び現金同等物	7,583 "

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	97,540,646

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,291,120

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	61
合計			-	61

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

区分	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
株式	2,204	1,781	422
合計	2,204	1,781	422

(注) 当第2四半期連結会計期間において、その他有価証券のうち時価が著しく下落したものについて減損処理を行い、投資有価証券評価損194百万円を計上しております。

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

(単位：百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	369	653	283
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	2,030	1,490	539
合計	2,399	2,143	256

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 U S \$ (アメリカドル)	4,550	4,423	127
	買建 U S \$ (アメリカドル)	1,062	1,030	31

(注) 1 時価の算定方法は取引金融機関によって提示された価格によっている。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は開示対象から除いている。

前連結会計年度末(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 U S \$ (アメリカドル)	4,701	4,482	219
	買建 U S \$ (アメリカドル)	617	599	18

(注) 1 時価の算定方法は取引金融機関によって提示された価格によっている。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は開示対象から除いている。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

当社及び連結子会社は、電子部品の製造並びに販売を主たる事業としております。当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間については、全セグメントの売上高の合計及び営業損益の金額の合計額に占める「電子部品の製造並びに販売」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,587	7,758	508	366	14,220		14,220
(2) セグメント間の内部 売上高	7,004	5,536	149	19	12,711	(12,711)	
計	12,592	13,294	658	386	26,931	(12,711)	14,220
営業利益又は営業損失()	522	287	9	13	212	37	249

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,030	14,554	960	622	27,167		27,167
(2) セグメント間の内部 売上高	12,785	10,325	295	36	23,443	(23,443)	
計	23,816	24,879	1,255	658	50,610	(23,443)	27,167
営業利益又は営業損失()	777	308	10	22	436	86	522

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、シンガポール、マレーシア、韓国、台湾、中国、ベトナム

(2) 北米.....アメリカ

(3) 欧州.....イギリス、ドイツ

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載の通り、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間において、日本では営業損失が89百万円増加、アジアでは営業利益が19百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	アジア	南北アメリカ	欧州	計
海外売上高(百万円)	8,731	1,185	952	10,869
連結売上高(百万円)				14,220
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	61.4	8.3	6.7	76.4

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	アジア	南北アメリカ	欧州	計
海外売上高(百万円)	16,333	2,453	1,768	20,555
連結売上高(百万円)				27,167
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	60.1	9.0	6.5	75.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)アジア.....香港、シンガポール、マレーシア、韓国、台湾、中国、ベトナム

(2)南北アメリカ.....アメリカ、ブラジル

(3)欧州.....イギリス、ドイツ

3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
296円67銭	313円18銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	29,725	31,413
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,171	1,264
(うち新株予約権)	(61)	(52)
(うち少数株主持分)	(1,110)	(1,211)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額	28,554	30,149
普通株式の発行済株式数(千株)	97,540	97,540
普通株式の自己株式数(千株)	1,291	1,272
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数(千株)	96,249	96,268

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失() 12円07銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失(百万円)	1,162
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,162
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,259
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	-

第 2 四半期連結会計期間

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純損失 ()	6 円74銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。	

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
四半期純損失(百万円)	648
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	648
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,253
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

東光株式会社
取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新村 実 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東光株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東光株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。